今後の景観施策の展開について

1. これまでの景観施策の取り組みについて

(1) 本市の特徴

・本市は東西に続く美しい海岸線、豊かな田園地帯やため池などの自然、旧街道の要衝として栄えた歴史の面影、雰囲気の落ち着いた良好な住宅地、そして、明石海峡大橋をはじめ、海峡や淡路島への眺望など、豊かな地域特性を背景とした数多くの魅力的な景観資源に恵まれています。

(2) これまでの景観施策

【別添1】参照

- ・本市では、平成4年に法に基づかない自主条例である都市景観条例を制定し、明石の歴 史性及び地域性を生かし、明石らしい個性豊かで美しい都市景観を保全し、育成し、又は 創造するために、ゆとりとうるおいのある美しいまちづくりに取り組んできました。
- ・本条例に基づき都市景観の形成上重要な価値があると認める建築物等の指定、都市景観の形成を図るべき地区の指定、また、都市景観の形成に大きな影響を及ぼす行為に対する 届出制度などを実施し、一定の成果を上げてきました。

2. 景観行政団体移行について

(1)景観を取り巻く背景

・平成16年に景観法が制定されることで、各地方公共団体が自主的に地域に根差した景観施策に取り組む環境が整備され、それにより、自主条例では限界のあった景観規制が法により可能となることから、同法に基づく景観行政団体となる地方公共団体が増え、景観計画による独自の景観施策が展開される傾向にあります。(平成26年3月31日時点で613団体、うち景観計画策定429団体)

(2)他市状況 【別添2】参照

・兵庫県下では、12 市が景観行政団体に移行(うち1政令市及び3中核市は自動的に移行) し、11 市が「景観計画」を策定、1市が検討中です。(平成27年3月4日現在)

(3) 本市の景観を取り巻く課題

・本市では、「都市景観形成地区」として指定している「大久保駅南地区」においては、 地域の個性と魅力ある良好な景観誘導を行っていますが、その他の地域では、市内一律の 基準による大規模建築物等の景観誘導となっていますので、地域や建物用途の特徴に合わ せたきめ細やかな景観誘導までは至っていません。

景観法に基づく景観行政団体に移行し、「景観計画」を定めることで、明石らしい 景観形成をより積極的に推進する必要があります。

3. 景観法を活用した「景観計画」の作成等について

(1)景観計画の内容について

【別添3】参照

・「景観計画」では、景観計画区域、景観形成の方針、建築物等に係る具体的な行為の制限 (形態意匠、高さの最高限度又は最低限度、壁面位置又は敷地面積の最低限度)を定める ことができ、特に、形態意匠(色彩、形状、素材等)に関しては規制(届出、勧告、変更 命令等)を行うことが可能となります。

また、景観重要建造物や景観重要樹木の指定の方針、屋外広告物の行為の制限、景観重要公共施設の整備に関する事項についても定めることができます。

(2)「景観計画」策定により期待される効果

- ・「景観計画」において、明石らしい景観形成に向けた基準を明確にすることにより、 以下の2点に効果を発揮することを期待します。
 - ① 地域や建物用途の特徴に合わせたきめ細やかな景観誘導及び法に基づく規制による 周辺環境に調和したまちなみの創出
 - ② 市民・事業者への景観に対するより一層の意識啓発

(3) 景観行政団体移行及び景観計画策定に向けたスケジュール(案) 【別添4】参照

- ・景観行政団体移行後、本審議会において、「景観計画」で定める内容及び都市景観条例の 見直し内容などについて、審議等を行います。
- ・また、広報誌や市ホームページ等を通じてパブリックコメントを実施するなど、市民の 意見を適切に反映させるよう努めます。